青森公立大学地域連携センター規程

平成２３年３月２９日
規程第６号

改正　平成３０年　３月規程第　１２号

（趣旨）

第１条　この規程は、青森公立大学学則（平成２１年規程第１号）第６条の規定に基づき、青森公立大学地域連携センター（以下「連携センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　連携センターは、地域貢献を重要な使命とする青森公立大学（以下「本学」という。）の設立の趣旨に鑑み、本学が有する人的資源及び教育研究成果を広く国内外に還元するとともに、地域に有用な情報を積極的に発信し、もって総合的な地域貢献の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　主任研究員　地域連携センター長を補佐し、連携センターが実施する調査研究等及び相互調整を行う者をいう。

(2)　専任研究員　専ら連携センターの所掌業務を行う研究職員をいう。

(3)　兼任研究員　各プロジェクトの調査研究を行う者をいう。

(4)　客員研究員　本学以外からの委託による調査研究及び次条に規定するセンターの業務を行うため必要と認められる者で、次に掲げるものをいう。

イ　本学以外に在職したままセンターに派遣される者

ロ　本学の博士後期課程を修了した者又は本学の博士後期課程の設置前に本学の学部若しくは修士課程を修了し他大学の博士後期課程を修了した者で、研究職に就くことを目指すもの

（所掌業務）

第４条　連携センターは、次に掲げる業務を所掌する。

(1)　地域の経済、企業経営、産業及び社会等に関する諸問題の調査研究に関すること。

(2)　市民団体、事業者、地方公共団体等との連携、協調、共同並びにこれらの者の活動に対する助言及び協力に関すること。

(3)　公開講座、講習会その他の地域住民に対する教育研究成果の還元に関すること。

(4)　エクステンション教育に関すること。

(5)　国際交流に関すること。
(6)　その他第２条に掲げる目的を達成するために必要な業務
（地域連携センター長）
第５条　連携センターに地域連携センター長を置く。
（研究員）
第６条　連携センターに専任研究員及び兼任研究員を置く。
２　兼任研究員は、青森公立大学に勤務する教職員から任命する。
３　兼任研究員の任期は１年とし、再任を妨げない。
４　連携センターの運営上、必要と認められる場合は、連携センターに主任研究員を置くことができる。
５　主任研究員の給与、任命及び任期は別に定める。
６　第１項の専任研究員及び兼任研究員のほか、連携センターに客員研究員を置くことができる。
７　客員研究員の採用は、センター長、研究科長及び学長が協議して行う。
８　客員研究員の任期は３年とし、再任することができない。
９　客員研究員は、無給とする。
（事務職員）
第７条　連携センターに事務長、事務長補佐その他必要な職員を置く。
２　前項の職員は、青森公立大学に勤務する事務職員が兼ねることができる。
（地域連携センター長の専決）
第８条　学長の権限に属する事務のうち、第４条に規定する所掌業務については、地域連携センター長に専決させることができる。
（資料等の寄贈又は寄託）
第９条　連携センターは、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
（地域連携センター運営委員会）
第１０条　連携センターに関する重要な事項を審議するため、青森公立大学地域連携センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２　運営委員会について必要な事項は、別に定める。
（その他）
第１１条　この規程に定めるもののほか、連携センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
（青森公立大学部局長会議規程の一部改正）

２　青森公立大学部局長会議規程（平成２１年規程第１３号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学自己評価委員会規程の一部改正）

３　青森公立大学自己評価委員会規程（平成２１年規程第２０号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学情報システム委員会規程の一部改正）

４　青森公立大学情報システム委員会規程（平成２１年規程第２２号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学事務局規程の一部改正）

５　青森公立大学事務局規程（平成２１年規程第２３号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（公立大学法人青森公立大学事務専決規程の一部改正）

６　公立大学法人青森公立大学事務専決規程（平成２１年規程第２４号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（公立大学法人青森公立大学公印規程の一部改正）

７　公立大学法人青森公立大学公印規程（平成２１年規程第２５号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学地域研究センター長の選考等に関する規程の一部改正）

８　青森公立大学地域研究センター長の選考等に関する規程（平成２１年規程第６１号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学地域研究センター長の選考等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

９　この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の青森公立大学地域研究センター長の選考等に関する規程に規定する手続に基づき施行日以後における地域研究センター長として選考された者は、施行日に同項の規定による改正後の青森公立大学地域連携センター長の選考等に関する規程に規定する手続に基づき地域連携センター長に選考されたものとみなす。

（公立大学法人青森公立大学職員の管理職手当に関する細則の一部改正）

１０　公立大学法人青森公立大学職員の管理職手当に関する細則（平成２１年規程第

７０号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学図書館運営委員会規程の一部改正）

１１　青森公立大学図書館運営委員会規程（平成２１年規程第１２２号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学地域研究センター規程の一部改正）

１２　青森公立大学地域研究センター規程（平成２１年規程第１２５号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学地域研究センター運営委員会規程の一部改正）

１３　青森公立大学地域研究センター運営委員会規程（平成２１年規程第１２６号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

（青森公立大学防災管理規程の一部改正）

１４　青森公立大学防災管理規程（平成２１年規程第１３２号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略

附　則（平成３０年規程第１２号）

（施行期日）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。